

有効期間10年（令和11年12月31日まで）

令和元年5月31日

各 部 長・参 事 官
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長

警察署長の通行許可手続取扱要領の制定について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第8条に規定する通行を禁止されている道路における警察署長の通行許可の取扱いについては、「警察署長の通行許可手続取扱要領の制定について（平成16年11月19日付け広交規第999号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、この度、別添のとおり一部を改正し、令和元年6月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達をもって旧通達は廃止する。

別添

警察署長の通行許可取扱要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第8条に規定する通行を禁止されている道路又はその部分（以下「通行禁止道路」という。）を通行することができる警察署長の通行許可（以下「許可」という。）に関する必要な手続要領を定めることにより、事務処理の斉一を期し、もって許可手続の適正化を図るものである。

第2 許可の対象とする車両の範囲

- 1 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第6条第1号及び第2号に掲げる理由に該当する車両。
- 2 令第6条第3号に掲げる理由及び同号の規定に基づき公安委員会が定める事情として、広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号。以下「細則」という。）第4条の2第1号から第3号に掲げるものに該当する車両。

第3 許可の対象とする道路

許可の対象に該当する車両については、原則として終日規制が行われている通行禁止道路について許可することとし、時間規制が行われている通行禁止道路については、必要やむを得ないものに限って許可をすること。

第4 許可の申請

- 1 法第8条第2項の規定に基づく通行禁止道路通行許可申請書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第5条に規定する別記様式第1の3をいう。以下「申請書」という。）の受理は、通行禁止道路を管轄する警察署長において行うものとする。
- 2 許可の対象となる通行禁止道路の区間が2以上の警察署の管轄区域にまたがる場合又は区域が2以上の警察署の管轄区域にわたる場合の申請については、それぞれの警察署ごとに受理し、通行禁止道路通行許可証（道路交通法施行規則第5条に規定する別記様式第1の3をいう。以下「許可証」という。）の交付を行うことを原則とする。
- 3 前2に規定する場合において、貨物運送事業者等の使用する車両で、その運行範囲が広域で、業務区域内に通行禁止道路が少なく、かつ、関係警察署が遠隔地にあるなどのときは、許可申請を受理した警察署長が関係警察署長と協議の上、許可をすることができるものとする。

なお、許可に当たっては、申請書及び許可証の下部余白に関係警察署長と協議したことを朱書きして、取扱者（事務担当者）が押印し、申請書を受理した警察署長が許可証を交付するものとする。

第5 許可の期間

- 1 通行禁止道路を恒常的に通行しなければならない理由がある場合は、必要に応じた許可の有効期間とすること。ただし、最長は3年とし、状況に応じて更新手続を行わせる。
- 2 同一道路を反復継続して通行する理由がある事業などで、その契約期間等が指定されている場合は、3年以内の範囲でその契約期間等を許可の有効期間とすること。
- 3 冠婚葬祭その他一時的なものについては、必要な日又は時間を限って許可すること。

第6 手続等

1 申請書の受理

申請書を受理する場合は、申請書2部の提出を求め、その1部については警察署保存とする。

2 簿冊の備付け

申請書の受理及び許可証の交付に当たっては、別記様式に定める通行許可証交付簿（以下「交付簿」という。）に受理年月日、申請者交付年月日等を記載し、許可証の交付に当たっては、受領印等を徴した上、そのてん末を明らかにしておくこと。

3 申請者

- (1) 許可を受けようとする車両の所有者又は使用者とする。
- (2) 事業者の場合は、代表者の氏名及び主たる運転者を併記すること。

4 申請書類

- (1) 申請書（2通）
- (2) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し（1通）
- (3) 通行禁止道路内の目的地、経路等を記載した略図（2通）
- (4) その他の書類等（やむを得ない理由を明らかにする書類等）

5 許可証の交付

許可証の交付に際しては、申請者に対し、次の事項について教示すること。

- (1) 許可証の記載事項に変更があった場合は、速やかに当該許可証を交付した警察署長に届け出ること。
- (2) 許可証を亡失、汚損又は破損等したときは、許可証の再交付（新たな申請）を申請できること。
- (3) 許可証が失効したとき又は許可証の再交付後において、亡失等した許可証を発見等したときは、速やかに当該許可証を交付した警察署長に返納しなければならないこと。

6 許可証の再交付

申請者が許可証の再交付を申請した場合は、亡失等のてん末を明らかにする書面を添えて申請書を提出させること。

なお、許可証については、新たな許可番号で許可証を作成し交付すること。

7 更新手続

有効期間が満了する日のおおむね1か月前から申請することができる。

第7 許可

許可を行うに当たっては、令第6条及び細則第4条の2に規定するやむを得ない理由等に該当することを確認するとともに、許可証の交付に際しては、警察署長の職名を記し、公印を押印して行い、添付書類がある場合は契印すること。

第8 許可の条件

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、交通に起因する障害を防止するため必要があるときは、次に掲げる例に準拠し、所要の条件を付与すること。

- (1) 通行の時間は、午前（後）〇〇時から午前（後）〇〇時までの間とすること。
- (2) 通行中は許可証を車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。
- (3) 歩行者等の通行を妨げないような速度で通行すること。
- (4) 交通誘導員を配置すること。
- (5) 二輪車にあつては許可証を携帯すること。

第9 留意事項

- 1 許可は、各車両ごとに行うこと。
- 2 許可に際しては、通行禁止道路を通行する必要があるが、かつ、やむを得ない理由がある場合に限られ、単なる通過、近道等を目的とする車両は、許可しないこと。
また、通行しようとする期間及び区間が必要最小限度の範囲に限定されたものとし、必要により通行経路を明示した図面を添付して許可すること。
- 3 原則として一方通行規制の逆行及び指定方向外進行禁止規制については、許可しないこと。ただし、大型貨物自動車等が一方通行に従って通行することが、交差点形状等から困難であるなど、交通の安全、円滑を著しく阻害する状況にある場合は、十分な安全対策を講じた上で例外的に許可することができる。
- 4 踏切道については、危険度が高いので原則許可しないこと。ただし迂回路等がなく、通行禁止箇所を通行する必要があるが、かつ、やむを得ない理由があると認められる場合には、申請者において鉄道事業者と協議するよう教示するとともに、交通規制課と事前協議するものとする。
- 5 通行禁止規制に関連してその交差点において指定方向外進行禁止規制が行われている場合は、通行禁止規制の許可に指定方向外進行禁止規制の許可が包括されて許可されていることを明確にしておくこと。
- 6 許可証を汚損、更新又は車両の買換えなどにより、新たに申請された場合並びに有効期間が経過したとき及び車両を使用しなくなったときは、交付している許可証の返納を求め、交付簿に返納年月日を記載した後、許可証は速やかに廃棄処分すること。
- 7 疑義あるものは、事前に交通部交通規制課に連絡するなど、事務の適正化及び斉一化を図ること。

第10 身体障害者を輸送する車両に対する取扱い

1 許可申請者

次のいずれにも該当する場合において、車両及び運転者を特定せず、通行禁止道路等における通行の許可をすることができる。

- (1) 令第6条第2号の規定による身体の障害のある者を通行禁止道路を通行して輸送すべき相当の事情があること。
- (2) 申請者が事前に使用する車両を特定することができないやむを得ない理由があること。

2 取扱要領

(1) 許可証の交付

原則として許可証は、申請者である身体の障害のある者に交付すること。

(2) 申請者への指導

許可証を交付する際、申請者に対し次の事項について指導すること。

ア 許可証番号等の通知

申請者等がタクシー等の利用を依頼した場合、当該依頼を受けたタクシー等は、送迎の前後において許可証を携帯せず通行禁止道路を通行しなければならない場合もあることから、依頼を行う際は、身体の障害のある者を輸送するため使用する車両の運転者に対し、当該運転者が送迎前後において警察官に停止を求められた場合に、「申請者の氏名」、「許可証番号」を回答できるよう「申請者の氏名」、「許可証番号」を事前に通知すること。

イ 許可証の携帯

申請者は、タクシー等に乗車する際には、許可証を携帯すること。

ウ 許可条件の通知

申請者は、法第8条第5項の規定により警察署長が当該許可に条件を付しているときは、身体の障害のある者を輸送するため使用する車両の運転者に対し許可証を提示しその条件を通知すること。

エ 標章の掲出

許可の条件として標章の掲出を義務づけている場合は、申請者がタクシー等に乗車する際には、身体の障害のある者を輸送するため使用する車両の運転者に対し標章の掲出を依頼すること。

(3) 申請書の記載例

ア 「主たる運転者」の欄

〇〇〇〇（身体の障害のある者の氏名）が乗車する車両の運転者

イ 「番号標に表示されている番号」の欄

〇〇〇〇（身体の障害のある者の氏名）が乗車する車両

ウ 「やむを得ない理由」の欄

身体の障害のある者の輸送及びこれに付随する通行

(4) 身体の障害のある者の確認

身体障害者手帳、療育手帳などで確認すること。

3 身体障害者通行許可証交付簿綴り別冊の作成

現場の警察官が、許可の有無を警察署交通課に照会した場合、容易に回答ができるように、通行許可証交付簿綴りの別冊を作成し、一般の通行許可証交付簿綴りと分けておくこと。

別冊の通行許可証交付簿の「車両番号」の欄には「特例」と記入すること。

第11 用語の定義

- 1 「貨物の集配（令第6条第3号）」とは、通行禁止道路を通行しなければ他に交通の方法がない場所に日常生活の必需品等を運搬することをいう。
- 2 「業務遂行上やむを得ない（細則第4条の2第1号）」とは、土木建築に関する資器材の運搬又は引っ越し、その他特別な必要があり、当該道路を除いては他に通行の方法がない場合をいう。

別記様式

通行許可証交付簿

番号	受理 年月日	許可期間	車両番号	申請者 住所,氏名	申請 事由	返納 年月日	交 付		備 考
							年月日	受領印等	

備考1 申請事由欄は、道路交通法施行令第6条第1号～3号（3号の場合については、広島県道路交通法施行細則第4条の2第1号～3号）の区分を明記しておくこと。